

② 出入口

* ページ上段の建築物の写真や評価等はサンプルです。

* サンプルを参考にしながら、次ページ掲載の評価項目に沿って実際の調査対象施設の評価を行ってください。全ての評価が終わったら、ページ下段の「評価結果」に調査対象施設の評価を書き込み、施設改善に向けて活用してください。

大規模複合施設



1階に設置された案内カウンター



地下1階の中央部に設置された総合案内所

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

《総合評価》

建築物全体が開放的な空間となっているため、全体像がつかみやすい。狭い空間でないことと空間認識が難しい人に対して、受付に人を配置することによって、個別対応も可能となっている。

《工夫されている点》

○1階及び地下鉄の連絡口がある地下1階に案内所を設けている。

《努力が求められる点》

○巨大空間における人の流れの交錯を避けるため、歩行者の動線の整理が特に必要となる。

《メモ》

○大規模施設については、施設全体のサイン計画が重要である。

レストラン



自動式引き戸の出入口

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

《総合評価》

周辺の景観と溶け合い、調和するようなつくりで、いい雰囲気を出している。だれでも利用できるトイレがあることや、補助犬同伴者でも気軽に利用できることを、シールを貼ってさりげなくアピールしており、小さな店でありながら、自然な形で障害者を受け入れているところが好感が持てる。

《工夫されている点》

○店の出入口と道路が直結しないよう、建築物を出たところに空間を設けている。

○自動式引き戸になっている。

《努力が求められる点》

○外部出入口の床面は、材料や仕上げにも配慮して、でこぼこが生じないように工夫が必要である。

評価結果

評価施設概要

- ・ 名称 _____
- ・ 住所 _____
- ・ 施設用途 _____
- ・ 施設利用者(_____)

	0	1	2	3
公平				
簡単				
安全				
機能				
快適				

5つの視点それぞれについて0～3のいずれかにチェックを入れてください。
* 1以上 = 東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合

● 総合評価

● 工夫されている点

● 努力が求められる点

- ・ すぐに改善が可能な点

- ・ 長期的に改善が必要な点

- ①チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例施行規則で定められている整備基準に適合しているかどうかをみてください。
措置欄の網掛け(<>)部分に該当すると、基準適合外があるということになります。
基準と同等以上の代替措置があれば、その内容を代替措置欄に記入してください。
- ②チェックその2：ユニバーサルデザイン的な配慮がなされているかをみてください。
5つの視点それぞれについて総合評価をだしてください(0~3のいずれかに○をつけてください。)
- ③左ページ下段に評価結果を記入してください。

チェックその1：東京都福祉のまちづくり条例整備基準適合チェック

整備項目	整備内容	措置		代替措置	
出入口 (主要な出入口)	(1) 有効幅(1m以上*)	m			
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無		
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無		
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無		
	(5) 設備	有	無		
	ア 受付等の設置	有	無		
	イ 視覚障害者用誘導用ブロックの敷設又はこれに代わる装置の設置	有	無		
	設けた設備等()				
出入口 (その他の出入口)	屋外への出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無	
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無	
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無	
	駐車場への出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無	
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無	
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無	
	各室の出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無	
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無	
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無	
各住戸の出入口	(1) 有効幅(85cm以上*)	cm			
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有	無		
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有	無		
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有	無		

*のあるものは、緩和基準を設けています。詳細については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(P30、P34)を参照してください。

総合評価にはチェック欄の結果から考慮して適当な評価基準をつけてください。
チェックその1の項目が満たされていれば1以上になります。

チェックその2：ユニバーサルデザイン度チェック

各視点の空欄には調査建築物独自の特徴等を記入してください。	留意点	チェック欄	総合評価
公平	個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付を設ける。人の配置ができない場合は、建築物の出入り口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを併せた案内板等を設ける。		0・1・2・3
	案内板は、子どもや車いす使用者も見やすいような、位置や高さに設置することが望ましい。		
	視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できるようにする。		
簡単	出入口の扉は、開閉しやすい構造である自動引き戸が望ましい。		0・1・2・3
	建築物の主要な出入口は、訪れた人が分かりやすい位置に設ける。		
	チャイムやインターホン等は、その所在が分りやすく、かつ、操作しやすいものとする。		
	手動引き戸などの取手は、だれもが使いやすい縦棒状等が望ましい。		
安全	自動引き戸には、安全センサーを設置する。		0・1・2・3
	自動引き戸には、非常時の対応のため、手動式の戸を併設する。		
	出入口のガラス戸には、衝突防止策を行う。		
機能	車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅を確保する。		0・1・2・3
	特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅とする。		
	手動引き戸は、取手の形状・配置に配慮し、操作しやすいものとする。		
快適	建築物の出入口付近に設ける案内板等は、文字の大きさや配色、背景の色との対比等を配慮し、見やすく分かりやすいデザインとする。		0・1・2・3